

# ○指定野菜価格安定対策事業の対象市場等の指定に係る事務手続要領

制定 令和2年4月6日付け元農畜機第8050号

## 第1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が中央卸売市場、地方卸売市場及び野菜取扱市場等（中央卸売市場又は地方卸売市場以外の野菜を取り扱う卸売市場又は野菜の卸売を行う施設であって、地方公共団体又は法人が運営をするものをいう。以下同じ。）を独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則（平成15年10月1日付け15農畜機第7号制定）の別表1から別表6までの対象市場群の欄に規定する対象市場等（以下「対象市場等」という。）として指定する場合は、この要領の定めるところにより行うものとする。

## 第2 指定の条件

指定の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相当規模の野菜の取引（直近年又は直近3か年の平均のいずれかにおいて、野菜の卸売に係る取扱金額がおおむね20億円に達していること）を行うこと及び野菜取扱市場等にあっては取引方法（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第4条第5項の第5号の表に掲げられる事項のうち売買取引の原則及び差別的取扱いの禁止が規定されたものに限る。）の策定を行うことにより、適正な価格の形成機能及び消費者に対する安定的な野菜の供給機能を有すると認められること
- (2) 指定野菜価格安定対策事業に係る平均販売価額の算定のための販売データの機構への提供が、ベジフルネット及びファクシミリ装置による送信、郵送その他機構が取得できる方法により算定に支障のないよう迅速に行われると認められること

## 第3 指定

- 1 機構は、販売データの機構への提供に協力してもらうことができる中央卸売市場、地方卸売市場及び野菜取扱市場等（以下「市場等」という。）であって、当該市場等を運営する者（当該市場等が中央卸売市場又は地方卸売市場の場合は開設者をいう。以下「運営者」という。）から別紙様式の申込書の提

- 出を受けたものについて、対象市場等の候補とするものとする。
- 2 申込書には、次に掲げる書類の添付を求めるものとする。
    - (1) 法第4条第1項又は第13条第1項の認定を受けたことを証する書類（中央卸売市場又は地方卸売市場に限る。）
    - (2) 当該市場等の運営者が地方公共団体又は法人であることを確認できる書類（野菜取扱市場等に限る。）
    - (3) 取引方法（法第4条第5項の第5号の表に掲げられる事項のうち売買取引の原則及び差別的取扱いの禁止が規定されたものに限る。）が記載された規程（野菜取扱市場等に限る。）
    - (4) 直近3か年における野菜の卸売に係る取扱金額を確認できる書類
  - 3 機構は、1の申込書に係る市場等が第2に掲げるすべての条件を満たしていると認められるときは、対象市場等として指定するものとする。ただし、運営者又は当該市場等において取引を行っている卸売業者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）との関係を有する場合は指定しないものとする。
  - 4 機構は、対象市場等として指定した場合は、第3の1の申込書を提出した者、登録出荷団体等、都道府県知事、野菜価格安定法人及び地方農政局長等に対し、当該市場等を対象市場等として指定した旨を通知するものとする。

#### 第4 届出の手續

機構は、対象市場等が廃止される時及び第3の1の申込書に記載した事項に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を機構に届け出をを求めるものとする。

#### 第5 指定の取消し

- 1 機構は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、対象市場等の指定を取り消すことができる。
  - (1) 第2の指定の条件に著しく適合しなくなったとき
  - (2) 第3の3のただし書に該当するとき
  - (3) 第4の廃止の届出がなされたとき
- 2 機構は、対象市場等の指定を取り消した場合は、当該対象市場等の運営者、登録出荷団体等、都道府県知事、野菜価格安定法人及び地方農政局長等に対し、当該対象市場等の指定を取り消した旨を通知するものとする。

附 則（令和2年4月6日付け元農畜機第8050号）

- 1 この要領は、令和2年4月6日から施行し、令和2年6月21日から適用する。
- 2 「指定野菜価格安定対策事業に係る対象市場群に属する地方卸売市場等の指定基準について」（平成16年1月23日付15農畜機第1738号制定）は、令和2年6月20日をもって廃止する。

別紙様式

番 号  
年 月 日

指定野菜価格安定対策事業に係る対象市場等の申込書

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

市場等の運営者の所在地  
市場等の運営者名  
代表者名 (印)

指定野菜価格安定対策事業の対象市場等の指定に係る事務手続要領第3の規定に基づき、対象市場等として販売データの機構への提供に協力するので、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 申し込む市場等名
- 2 当該市場等の所在地
- 3 平均販売価額の算定のための販売データの機構への提供の方法及び提供する見込みの時期
  - (1) 提供の方法
  - (2) 提供する見込みの時期（野菜が販売された月の販売データに関し、機構への提供が最も遅くなる場合の提供見込み時期を記載すること。）
- 4 当該市場等で取引を行う卸売業者名並びにその所在地、代表者名及び電話番号
- 5 添付書類 要領第3の2に掲げる書類一式